

## 千葉県資格取得支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、人手不足が生じている運輸業、建設業、製造業及び自動車整備業の事業継続や経営基盤強化を支援するため、業務に必要な資格取得に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市内運送事業者 次のいずれにも該当する者とする。

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業若しくは同法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業若しくは特定旅客自動車運送事業を行っていること。

イ 市内に本店若しくは事業所がある法人又は市内に事業所がある個人事業主であること。

ウ 法人代表者、法人役員又は個人事業主が千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

(2) 市内建設業者 次のいずれにも該当する者とする。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可を受けていること。

イ 市内に本店若しくは事業所がある法人又は市内に事業所がある個人事業主であること。

ウ 法人の代表者若しくは役員又は個人事業主が暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

(3) 市内製造業者 次のいずれにも該当する者とする。

ア 有機又は無機の物質に物理的、化学的変化を加えて新たな製品を製造し、かつ、これを卸売する事業を行っていること。

イ 市内に本店があり、かつ、県内に製造拠点がある法人若しくは個人事業主、又は市外に本店があり、かつ、市内に製造拠点がある法人であること。

ウ 法人の代表者若しくは役員又は個人事業主が暴力団員、暴力団員等又は暴力団密

接関係者でないこと。

(4) 市内自動車整備業者 次のいずれにも該当する者とする。

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条各号に定める事業のいずれかを行っていること。

イ 市内に本店若しくは事業所がある法人又は市内に事業所がある個人事業主であること。

ウ 法人の代表者若しくは役員又は個人事業主が暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

(5) 支援対象事業者 前各号のいずれかに該当する者とする。

(補助対象資格)

第3条 補助金の交付の対象となる資格（以下「補助対象資格」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 補助対象資格のうち、別表上段に掲げるもの（以下「個人申請対象資格」という。）を取得した者で、次のアからカのいずれにも該当する者

ア 第6条に規定する申請の日（以下「申請日」という。）において住所を有する市区町村の課する市町村税・特別区税に滞納がないこと。

イ 申請日の1年前の日から申請日まで、新たに個人申請対象資格を取得していること。

ウ 個人申請対象資格の取得日（以下「取得日」という。）に支援対象事業者に勤務していないこと。ただし、支援対象事業者のうち、市内に本店がない事業者の市外事業所に勤務している場合は、支援対象事業者に勤務していないものとみなす。

エ 取得日から申請日までの間に、支援対象事業者に常勤労働者として期間を定めずに雇用され、又は申請日において在留資格が特定技能である者にあつては取得日から申請日までの間に、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第1条第2号に基づいて雇用され、かつ申請日においても引き続き雇用されていること。ただし、次の（ア）又は（イ）に該当する者については、当該（ア）又は（イ）に定める条件を満たすこと。

（ア）支援対象事業者のうち、市内に本店がない事業者に雇用されている者 市内の事業所又は製造業者にあつては市内の製造拠点（以下「市内事業所等」という。）に勤務していること。

（イ）前号ただし書により取得日に支援対象事業者に勤務していないとみなされる者

取得日において雇用されていた支援対象事業者に、取得日の翌日から申請日まで継続して雇用されていないこと。

オ 申請日において、個人申請対象資格の取得に要した費用の支払いを自ら行い、完了していること。

カ 暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。

(2) 補助対象資格のうち、別表下段に掲げるもの（以下「事業者申請対象資格」という。）を取得した者を雇用する支援対象事業者で、次のアからカのいずれにも該当する者

ア 申請日において、千葉県税（延滞金を含む。）に滞納がないこと。

イ 事業者申請対象資格の取得日が、申請日の6か月前の日から申請日までの間であること。

ウ 事業者申請対象資格を取得した者を、取得日から申請日までの間、常勤労働者として期間を定めずに雇用し、又は申請日において在留資格が特定技能である者にあつては取得日から申請日までの間に、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第2号に基づいて雇用し、かつ申請日以後も引き続き雇用する予定であること。

エ 事業者申請対象資格の取得に要した費用の支払いを自らで行い、完了していること。

オ 市内に本店がない法人においては、事業者申請対象資格を取得した者を、取得日から申請日までの間、市内事業所等に勤務させていること。

カ 暴力団員、暴力団員等又は暴力団員密接関係者でないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象の経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象資格の取得及び取得した資格の免状等の登録・交付のために申請者が支払った費用（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）のうち、個人申請対象資格又は事業者申請対象資格の取得日から5年前までに支払った費用とし、次の各号に定めるとおりとする。ただし、他の公的制度（厚生労働省の教育訓練給付金を含む。）や所属企業、業界団体から補助を受けている場合は、当該補助額を除いた額を補助対象経費とする。

(1) 補助対象資格取得のための学習に係る講座受講費用、教習費用、テキスト代、教材費

(2) 資格試験の受験に要した、受験料、検定料、証紙代、写真代、受験時に使用する専用道具の購入費用

(3) 取得資格の免状等の登録・交付に要した、免許登録料、免状交付手数料、免許証交付手数料等の費用

2 補助対象者ごとの補助金額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げる補助対象者 前項の補助対象経費1件当たりの額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)と1件当たり15万円のいずれか低い方の額。ただし、市の予算の範囲内とする。
- (2) 前条第2号に掲げる補助対象者 前項の補助対象経費1件当たりの額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)と1件当たり15万円のいずれか低い方の額。ただし、市の予算の範囲内かつ一会計年度中の限度額は50万円とする。

(補助金交付の申請及び実績報告書)

第6条 補助対象者ごとの補助金の交付の申請は、次の各号に定める申請書を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 第4条第1号に掲げる補助対象者 千葉市資格取得支援補助金交付申請書(兼実績報告書・兼就業証明書)(様式第1号)
- (2) 第4条第2号に掲げる補助対象者 千葉市資格取得支援補助金交付申請書(兼実績報告書・兼就業証明書)(様式第1号の2)

2 申請者は、前項に規定する申請をするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 市町村税・特別区税又は千葉市税に滞納がないことを証明する書類
- (2) 補助対象資格を証明する書類等の写し
- (3) 補助対象経費に係る領収書等(経費の内訳が分かるもの)の写し
- (4) その他、市長が必要と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、市内に住所又は事業所を有する申請者は、市が保有する税情報の利用に同意する場合、提出書類のうち市町村税・特別区税又は千葉市税に滞納がないことを証明する書類の提出を省略することができる。

(補助金交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、千葉市資格取得支援補助金交付(不交付)決定兼額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、千葉市資格取得支援補助金交付(不交付)決定兼額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 申請者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、千葉市資格取得支援補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消通知)

第9条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市資格取得支援補助金交付決定取消通知書(様式第4号)によるものとする。

(返還命令)

第10条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市資格取得支援補助金返還命令書(様式第5号)によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

補助対象者	補助対象資格	
第4条第1号に規定する補助対象者	運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型自動車第一種免許</li> <li>・中型自動車第一種免許（限定解除を含む）</li> <li>・準中型自動車第一種免許（限定解除を含む）</li> <li>・牽引自動車第一種免許</li> <li>・大型自動車第二種免許</li> <li>・普通自動車第二種免許</li> <li>・クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定、床上運転式クレーン限定、クレーン限定解除、床上限定解除及びデリック限定解除を含む）</li> <li>・移動式クレーン運転士免許</li> <li>・揚貨装置運転士</li> <li>・床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>・クレーンの運転の業務特別教育</li> <li>・小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>・移動式クレーンの運転の業務特別教育</li> <li>・デリックの運転の業務特別教育</li> <li>・建設用リフトの運転の業務特別教育</li> <li>・玉掛け技能講習</li> <li>・玉掛け業務の特別教育</li> <li>・フォークリフト運転技能講習</li> <li>・フォークリフトの運転の業務に係る特別教育</li> <li>・テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育</li> </ul>
	建設業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種電気工事士</li> <li>・第一種電気主任技術者</li> <li>・第二種電気主任技術者</li> <li>・第三種電気主任技術者</li> <li>・大型自動車第一種免許</li> <li>・中型自動車第一種免許</li> <li>・準中型自動車第一種免許</li> <li>・大型特殊自動車第一種免許</li> <li>・クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定、床上運転式クレーン限定、クレーン限定解除、床上限定解除及びデリック限定解除を含む）</li> <li>・移動式クレーン運転士免許</li> <li>・揚貨装置運転士</li> <li>・床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>・クレーンの運転の業務特別教育</li> <li>・小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>・移動式クレーンの運転の業務特別教育</li> <li>・デリックの運転の業務特別教育</li> <li>・建設用リフトの運転の業務特別教育</li> <li>・玉掛け技能講習</li> <li>・玉掛け業務の特別教育</li> <li>・フォークリフト運転技能講習</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォークリフトの運転の業務に係る特別教育</li> <li>・テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育</li> </ul>
	製造業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定、床上運転式クレーン限定、クレーン限定解除、床上限定解除及びデリック限定解除を含む）</li> <li>・移動式クレーン運転士免許</li> <li>・揚貨装置運転士</li> <li>・床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>・クレーンの運転の業務特別教育</li> <li>・小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>・移動式クレーンの運転の業務特別教育</li> <li>・デリックの運転の業務特別教育</li> <li>・建設用リフトの運転の業務特別教育</li> <li>・玉掛け技能講習</li> <li>・玉掛け業務の特別教育</li> <li>・フォークリフト運転技能講習</li> <li>・フォークリフトの運転の業務に係る特別教育</li> <li>・テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育</li> <li>・第一種電気主任技術者</li> <li>・第二種電気主任技術者</li> <li>・第三種電気主任技術者</li> <li>・はい作業主任者技能講習</li> </ul>
	自動車整備業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車整備士</li> </ul>
第4条第2号に規定する補助対象者	運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型自動車第一種免許</li> <li>・中型自動車第一種免許（限定解除を含む）</li> <li>・準中型自動車第一種免許（限定解除を含む）</li> <li>・牽引自動車第一種免許</li> <li>・大型自動車第二種免許（ただし、路線バス事業を行う者は対象外とする）</li> <li>・運行管理者</li> <li>・自動車整備士</li> <li>・クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定、床上運転式クレーン限定、クレーン限定解除、床上限定解除及びデリック限定解除を含む）</li> <li>・移動式クレーン運転士免許</li> <li>・揚貨装置運転士</li> <li>・床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>・クレーンの運転の業務特別教育</li> <li>・小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>・移動式クレーンの運転の業務特別教育</li> <li>・デリックの運転の業務特別教育</li> <li>・建設用リフトの運転の業務特別教育</li> <li>・玉掛け技能講習</li> <li>・玉掛け業務の特別教育</li> <li>・フォークリフト運転技能講習</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォークリフトの運転の業務に係る特別教育</li> <li>・テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育</li> </ul>
	建設業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級建築施工管理技士</li> <li>・一級土木施工管理技士</li> <li>・一級電気工事施工管理技士</li> <li>・一級管工事施工管理技士</li> <li>・一級電気通信工事施工管理技士</li> <li>・一級建設機械施工管理技士</li> <li>・一級造園施工管理技士</li> <li>・二級建築施工管理技士</li> <li>・二級土木施工管理技士</li> <li>・二級電気工事施工管理技士</li> <li>・二級管工事施工管理技士</li> <li>・二級電気通信工事施工管理技士</li> <li>・二級建設機械施工管理技士</li> <li>・二級造園施工管理技士</li> <li>・第一種電気工事士</li> <li>・第二種電気工事士</li> <li>・第一種電気主任技術者</li> <li>・第二種電気主任技術者</li> <li>・第三種電気主任技術者</li> <li>・大型自動車第一種免許</li> <li>・中型自動車第一種免許</li> <li>・準中型自動車第一種免許</li> <li>・大型特殊自動車第一種免許</li> <li>・クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定、床上運転式クレーン限定、クレーン限定解除、床上限定解除及びデリック限定解除を含む）</li> <li>・移動式クレーン運転士免許</li> <li>・揚貨装置運転士</li> <li>・床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>・クレーンの運転の業務特別教育</li> <li>・小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>・移動式クレーンの運転の業務特別教育</li> <li>・デリックの運転の業務特別教育</li> <li>・建設用リフトの運転の業務特別教育</li> <li>・玉掛け技能講習</li> <li>・玉掛け業務の特別教育</li> <li>・フォークリフト運転技能講習</li> <li>・フォークリフトの運転の業務に係る特別教育</li> <li>・テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育</li> </ul>
	製造業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定、床上運転式クレーン限定、クレーン限定解除、床上限定解除及びデリック限定解除を含む）</li> <li>・移動式クレーン運転士免許</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・揚貨装置運転士</li> <li>・床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>・クレーンの運転の業務特別教育</li> <li>・小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>・移動式クレーンの運転の業務特別教育</li> <li>・デリックの運転の業務特別教育</li> <li>・建設用リフトの運転の業務特別教育</li> <li>・玉掛け技能講習</li> <li>・玉掛け業務の特別教育</li> <li>・フォークリフト運転技能講習</li> <li>・フォークリフトの運転の業務に係る特別教育</li> <li>・テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育</li> <li>・第一種電気主任技術者</li> <li>・第二種電気主任技術者</li> <li>・第三種電気主任技術者</li> <li>・はい作業主任者技能講習</li> </ul>
	自動車整備業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車整備士</li> </ul>

(あて先) 千葉市長

千葉市資格取得支援補助金交付申請書 (兼実績報告書・兼就業証明書)

<b>申請者</b>	氏名	※記名押印又は本人が署名して下さい。ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。			
	住所				
	連絡先電話番号		メールアドレス		
個人情報利用の同意 ※千葉市在住者のみ。 いずれかに☑してください。	この申請をするに当たり、 <input type="checkbox"/> 私の市税納付状況について、市役所内の関係機関に照会することを承諾します。 <input type="checkbox"/> 自ら証明する書類を添付します。				
宣誓欄	<input type="checkbox"/> この申請をするに当たり、以下の事項を宣誓します。 ・トラック協会等業界団体の資格取得費用の助成を利用していないこと。 ・千葉市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者でないこと。 ・就業証明を無断作成、改変、偽造していないこと。 ・資格取得日における勤務先 (所属事業所) は下表のとおりであること。				
	名 称				
	所 在 地				
補助対象経費 (資格取得費用)	資格名称		取得日	年 月 日	
	費用合計 (A) ※税抜	円			
	他の公的制度や所属企業からの補助の有無 ※いずれかに☑してください。	対象資格の取得に当たり、 <input type="checkbox"/> 他の公的制度や所属企業から補助を受けています。			
		公的制度等の名称			
		補 助 金 額	円・・・(B)		
	<input type="checkbox"/> 他の公的制度や所属企業から補助を受けていません。				
補助対象経費 (A) - (B)		円			
交付申請額		※補助対象経費 (A) - (B) の 1/2 (千円未満は切り捨て) 又は 1件当たり 15万円のいずれか低い額。  円			
資格取得の成果		※資格を取得した成果についてご記載ください。			
<b>宣誓・就業証明</b>	勤務先	法人／事業主所在地・名称	所在地： 名 称：		
		事業所所在地・名称	所在地： 名 称：		
		電 話 番 号			
	【勤務先記入欄】		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当法人 (事業所) は、「一般貨物自動車運送事業」、「特定貨物事業者運送事業」、「一般乗合旅客自動車運送事業」、「一般貸切旅客自動車運送事業」、「一般乗用旅客自動車運送事業」、「特定旅客自動車運送事業」又は「建設業法に規定する建設業の許可を受けた事業」のいずれかを行っていることを宣誓します。</li> <li>● 当法人 (事業所) の代表者又は役員は、千葉市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者でないことを宣誓します。</li> <li>● 申請者は、年 月 日から当法人 (事業所) に期間を定めずに雇用されていることを証明します。</li> </ul> <p>証明日 年 月 日 証明責任者の職・氏名</p>		

**【支援対象事業一覧表】**

チェック ボックス	業種	事業
<input type="checkbox"/>	運輸業	貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業
<input type="checkbox"/>		貨物自動車運送事業法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業
<input type="checkbox"/>		道路運送法第3条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>		道路運送法第3条に規定する一般貸切旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>		道路運送法第3条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>		道路運送法第3条に規定する特定旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	建設業	建設業法に規定する建設業の許可を受けた事業
<input type="checkbox"/>	製造業	有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、かつ、これを卸売する事業。ただし、製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売する事業を除く。
<input type="checkbox"/>	自動車 整備業	道路運送車両法第77条第1号に規定する普通自動車特定整備事業
<input type="checkbox"/>		道路運送車両法第77条第2号に規定する小型自動車特定整備事業
<input type="checkbox"/>		道路運送車両法第77条第3号に規定する軽自動車特定整備事業

<添付書類の確認>

- (1) 対象の資格を証明する書類等の写し
- (2) 補助金の対象となる経費の内訳が分かる領収書等の写し
- (3) 市町村税・特別区税に滞納がないことを証明する書類

※千葉市内在住の方で、市が保有する個人情報の利用に同意する場合は添付不要

(あて先) 千葉市長

千葉市資格取得支援補助金交付申請書 (兼実績報告書・兼就業証明書)

<b>申請者</b>	<b>名称・代表者 職氏名</b>	※記名押印又は個人事業主本人が署名して下さい。ただし、押印又は署名以外の方法により個人事業主本人からの申請であることを確認できる場合のみ記名のみで可。								
	<b>所在地</b>	※個人事業主の場合は、住民登録地も記載ください。								
	<b>生年月日</b> ※個人事業主のみ									
	<b>担当者連絡先</b>	<b>所属部署</b>		<b>担当者名</b>						
	<b>電話番号</b>		<b>メールアドレス</b>							
<b>税情報利用の同意</b> ※ <input type="checkbox"/> にチェックをしてください。		この申請をするに当たり、 <input type="checkbox"/> 市税納付状況について、市役所内の関係機関に照会することを承諾します。								
<b>補助対象経費</b> (資格取得費用) ※複数申請する場合は、右欄に1件目を記入し、2件目以降については別紙(様式不問)により申請すること。	<b>取得資格名称</b>		<b>取得日</b>	年 月 日						
	<b>取得者氏名</b>		<b>費用合計(A)</b> ※税抜	円						
	<b>他の公的制度や業界団体からの補助の有無</b> ※いづれかに <input checked="" type="checkbox"/> してください	対象資格の取得に当たり、 <input type="checkbox"/> 他の公的制度や業界団体から補助を受けています。								
		<b>公的制度等の名称</b>								
		<b>補助金額</b>	円・・・(B)							
<b>補助対象経費(A) - (B)</b>			円							
<b>交付申請額(合計)</b>		※補助対象経費(A) - (B)の1/2(千円未満は切り捨て)又は1件当たり15万円のいずれか低い額。年度ごとの申請額上限は50万円  円								
<b>宣誓・雇用状況証明</b> ※該当する支援対象事業については、次ページの一覧表に <input checked="" type="checkbox"/> してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当法人(事業所)は、次ページに記載する支援対象事業のいずれかを行っていることを宣誓します。</li> <li>● 当法人(事業所)が製造業に係る支援対象事業を行っている場合、製造拠点が千葉市内(本店が千葉市内にある場合は、千葉県内)にあることを宣誓します。</li> <li>● 当法人(事業所)の代表者又は役員は、千葉市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者でないことを宣誓します。</li> <li>● 資格取得者は、下記のとおり当法人(事業所)に期間を定めずに雇用(在留資格が特定技能の場合、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第2号に基づいて雇用)されていることを証明するとともに、引続き雇用する予定であることを宣誓します。また、本社が千葉市内にない法人においては、資格取得者は資格取得日から本申請日まで、千葉市内の事業所に勤務していることを宣誓します。 ※下表で足りない場合は、雇用状況証明を別紙により提出可。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">資格取得者氏名</td> <td style="width: 33%;">雇用年月日</td> <td style="width: 33%;">所属事業所住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <p>証明日 年 月 日 証明責任者の職・氏名</p>				資格取得者氏名	雇用年月日	所属事業所住所		年 月 日	
資格取得者氏名	雇用年月日	所属事業所住所								
	年 月 日									
<b>資格取得の成果</b>	※資格を取得させた成果について、事業主としての見解をご記載ください。									

**【支援対象事業一覧表】**

チェックボックス	業種	事業
<input type="checkbox"/>	運輸業	貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業
<input type="checkbox"/>		貨物自動車運送事業法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業
<input type="checkbox"/>		道路運送法第3条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>		道路運送法第3条に規定する一般貸切旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>		道路運送法第3条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>		道路運送法第3条に規定する特定旅客自動車運送事業
<input type="checkbox"/>	建設業	建設業法に規定する建設業の許可を受けた事業
<input type="checkbox"/>	製造業	有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、かつ、これを卸売する事業。ただし、製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売する事業を除く。
<input type="checkbox"/>	自動車整備業	道路運送車両法第77条第1号に規定する普通自動車特定整備事業
<input type="checkbox"/>		道路運送車両法第77条第2号に規定する小型自動車特定整備事業
<input type="checkbox"/>		道路運送車両法第77条第3号に規定する軽自動車特定整備事業

<添付書類の確認>

- (1) 対象の資格を証明する書類等の写し
- (2) 補助金の対象となる経費の内訳が分かる領収書等の写し
- (3) 履歴事項全部証明書

様式第2号

千葉市指令 第 号  
年 月 日

様

千葉市長

千葉市資格取得支援補助金交付（不交付）決定兼額確定通知書

年 月 日付け申請のあった千葉市資格取得支援補助金の交付について、次のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条及び第13条の規定により通知します。

交付・不交付の別	交付 ・ 不交付
交付申請額	円
補助金の交付決定額	円
補助金の確定額	円
不交付の場合の理由	
その他	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県資格取得支援補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

住所/所在地

氏名/

法人名及び代表者職氏名

※個人申請者本人・個人事業主が手書きする場合は、押印不要です。  
そうでない場合は記名・押印してください。

年 月 日付け千葉県指令 第 号千葉県資格取得支援補助金交付決定兼額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉県補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額	円		
交付請求額	円		
添付書類	千葉県資格取得支援補助金交付決定兼額確定通知書の写し		
振込先		銀行 信用金庫	支店 出張所
	普通 ・ 当座	口座番号	
		口座名義 (カタカナ)	

様式第4号

千葉市達 第 号  
年 月 日

氏 名 様

千葉市長

千葉市資格取得支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市資格取得支援補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号

千葉市達 第 号  
年 月 日

氏 名 様

千葉市長

千葉市資格取得支援補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条 第1項 の規定により、次のとおり返還を命ずる。  
第2項

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日 交付	円
補助金の確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法	市長の発行する納入通知書による。	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。